

臨時閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：平成28年2月19日（金）

17:33～17:40

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：安倍晋三 内閣総理大臣

麻生太郎 国務大臣（副総理、財務大臣、内閣府特命担当大臣）

高市早苗 国務大臣（総務大臣）

岩城光英 国務大臣（法務大臣）

岸田文雄 国務大臣（外務大臣）

馳浩 国務大臣（文部科学大臣）

塩崎恭久 国務大臣（厚生労働大臣）

森山裕 国務大臣（農林水産大臣）

林幹雄 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）

石井啓一 国務大臣（国土交通大臣）

丸川珠代 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）

中谷元 国務大臣（防衛大臣）

菅義偉 国務大臣（内閣官房長官）

河野太郎 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）

島尻安伊子 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

石原伸晃 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

加藤勝信 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

石破茂 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

遠藤利明 国務大臣

欠席：高木毅 国務大臣（復興大臣）

陪席者：萩生田光一 内閣官房副長官

世耕弘成 内閣官房副長官

杉田和博 内閣官房副長官

横畠裕介 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件 4件

いずれも、案件表のとおり、決定、了解となった。

議事内容：

○菅国務大臣：ただ今から、臨時閣議を開催いたします。

まず、臨時閣議案件について、萩生田副長官から御説明申し上げます。

○萩生田内閣官房副長官：臨時閣議案件について、申し上げます。北朝鮮に対する我が国独自の措置として、「特定船舶の入港禁止措置」及び「同措置に関する特別の事情の廃止」について御決定を、又、「外為法に基づく北朝鮮向け支払の原則禁止措置」及び「北朝鮮の核関連計画等に関する者に対する資産凍結措置」について、御了解をお願いいたします。これらの案件につきましては、後程、外務大臣から御発言があります。

○菅国務大臣：次に、外務大臣から御発言がございます。

○岸田国務大臣：現下の北朝鮮をめぐる情勢を踏まえ、2月10日に発表した我が国独自の対北朝鮮措置について、次のとおり実施に移していきたいと考えます。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更については、北朝鮮に寄港した第三国籍船舶の入港を禁止するため、同法第3条第1項に基づく入港禁止の対象を定める閣議決定を変更するものです。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する特別の事情についての廃止については、人道目的の北朝鮮籍船舶の入港を禁止するため、当該船舶は入港禁止の例外に当たるとした閣議決定を廃止するものです。

外国為替及び外国貿易法に基づき北朝鮮向けの支払を原則禁止とする措置については、北朝鮮をめぐる問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、外国為替及び外国貿易法第16条に基づき、北朝鮮向けの支払を許可制とすることについて、御了解願います。

北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画等に関する者に対する資産凍結等の措置については、関連する国際連合安全保障理事会決議の趣旨を踏まえ、北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画等に関する者として、我が国が追加的に指定する団体及び個人に対する資産凍結等の措置を講じることについても、御了解願います。

「対話と圧力」、「行動対行動」という一貫した方針の下、拉致、核、ミサイルといった諸懸案の包括的解決に向けた北朝鮮の前向きな動きを強く求めていきます。

○菅国務大臣：これをもちまして、臨時閣議を終了いたします。

引き続き閣僚懇談会を開催いたします。

御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

◎一般案件

資料
あり

- 1. 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更
- 1. 「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する特別の事情について」の廃止
について（決定） (外務・国土交通省)
- 〃 ○ 1. 外国為替及び外国貿易法に基づき北朝鮮への支払を原則禁止とする措置
- 1. 北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画等に関与する者に対する資産凍結等の措置
について（了解） (外務・財務・経済産業省)

〔○署名あり ☆署名なし〕